

## 人間環境大学学費規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、人間環境大学学則（以下、「学則」という）第55条から第60条および人間環境大学大学院学則（以下、「大学院学則」という）第54条から第59条の規定に基づき、学費およびその他の納付金（以下、「学費等納付金」という）について、納入方法、その他必要な事項を定めるものとする。

### (学費等納付金)

第2条 学費等納付金とは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 学費： 入学金、授業料、教育充実費、施設設備費、資格課程費（教職課程費、保健師課程費）、実習費（助産学実習費、実験実習費、追実習料）、科目等履修料、研究料、聴講生登録料および受講料
  - (2) その他の納付金： 入学検定料、追試験受験料、再試験受験料、在籍料、復籍料、再入学期料および延滞料
  - (3) 証明書等発行手数料
  - (4) 学生保険料
  - (5) 学生後援会入会金、学生後援会年会費、同窓会入会金および同窓会費
- 2 前項第1号に関する納付金額については、別表1に定める。
  - 3 第1項第2号に関する納付金額については、別表2-1に定める。
  - 4 第1項第3号に関する納付金額については、別表2-2に定める。
  - 5 第1項第4号および第5号に関する納付金額については、別に定めるところとする。

### (学費等納付金の返還)

第3条 既に納入した学費等納付金は、返還しない。但し、入学手続きに係る取扱いについては、この限りではない。

### (学費の納入方法および納入期日)

第4条 第2条に定める学費は、該当年度の学費を前期および後期の2回に分けて、次の期日までに大学が指定する方法により納入しなければならない。

前期分 4月 20日

後期分 9月 15日

2 新入学生（編・転入学生を含む）の入学時における学費は、別に定める期日までに大学が指定する方法により納入しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、資格課程費および実習費の納入方法、時期等については別に定めるところとする。

### (長期履修者に係る学費の納入方法の特例)

第5条 大学院学則第5条第2項に定める規定により、長期の履修を認められた者（以下「長期履修者」という）にあっては、長期履修期間に限り、別表1に定める入学金を除く学費の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を、長期履修期間の年数で除した額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）を1年間に納入する額とし、第4条第1項に定める期日までに、指定する方法で納入しなければならない。

### (学費の延納)

第6条 第4条第1項の期日までに学費の納入ができない者は、次の期日までに延納願いを提出し、許可を得なければならない。

前期分延納願い 4月15日

後期分延納願い 9月10日

2 延納を許可された者は、次の期日までに納入しなければならない。

前期分 6月30日

後期分 11月30日

3 第1項の規定による延納を許可された者が、やむを得ない理由により前項に規定する期日までに学費の納入ができないときは、所定の期日までに再延納願いを提出し、許可を得なければならない。再延納を許可された者は、次の期日までに納入しなければならない。

前期分 7月31日

後期分 12月25日

4 国の高等教育の修学支援制度の対象となった者は、第1項の規定にかかわらず、第3項に規定する期日まで、納付を猶予する。

(学費の分納)

第7条 第5条第1項による学費の納入ができない者は、次の期日までに分納願いを提出し、許可を得なければならない。

前期分分納願い 4月15日

後期分分納願い 9月10日

2 分納の金額は、分納願において定める。

3 分納を許可された者は、次の期日までに納入しなければならない。

前期分分納期日

(第1回) 4月20日 (第2回) 6月30日 (第3回) 7月31日 (第4回) 8月31日

後期分分納期日

(第1回) 9月30日 (第2回) 10月31日 (第3回) 11月30日 (第4回) 12月25日

4 分納を許可された者が、前項に規定する期日までに納入しないときは、その翌日をもって分納の許可を取り消す。

(学費を滞納した者)

第8条 所定の期日までに学費を納入しなかった者は、次の期日までに、別表2-1に定める延滞料および滞納学費を納入しなければならない。

〈所定の期日〉

前期分 8月31日

後期分 12月25日

〈納入期日〉

前期分 9月15日

後期分 翌年1月20日

2 前項に規定する納入期日までに延滞料および滞納学費を納入しなかった者は、学則第27条の1の規定により除籍となる。

(復籍者の学費)

第9条 復籍を許可された者は、許可された日から3月31日までに別表2-1に定める復籍料を納入しなければならない。

2 復籍を許可された者は、復籍する年度の所定の学費を納入しなければならない。

(再入学者の学費)

第10条 再入学を許可された者は、許可された日から3月31日までに別表2-1に定める再入学料を納入しなければならない。

2 再入学を許可された者は、再入学する年度の所定の学費を納入しなければならない。

(休学中の学費)

第11条 休学期間は、学費を免除する。ただし、別表2-1に定められた在籍料を納入しなければならない。

2 指定された期間内に在籍料を納付しない者は、休学許可を取り消す。

(外国留学生の学費)

第12条 学則第24条第3項に定める通り、留学期間は休学の取扱いをしないものとする。従って第11条の規定は留学期間中には適用しない。

(編・転入学者の学費)

第13条 編・転入学を許可された者の学費は、入学を許可された年次の学生のそれと同額とする。

2 編・転入学を許可された者の入学金は、入学を許可された年度の額とする。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

(補足)

第15条 この規程に定めるものの他、学費等の徴収に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

附則 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則 この規程(改正)は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この規程(別表2改正)は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この規程(別表3改正)は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この規程(別表3改正)は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この規程(別表1改正)は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この規程(別表5新設)は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この規程(別表3改正)は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この規程(改正)は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この規程(改正)は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程(改正)は、平成27年6月22日から施行する。

附則 この規程(改正)は、平成28年8月31日から施行する。

附則 この規程(改正)は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度までの入学生のうち学部4年を超えて在学する者(休学中の在籍期間を除く)の学費は、なお従前のとおりとする。

附則 この規程(改正)は、平成30年7月1日から施行する。

附則 この規程(改正)は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この規程(改正)は、平成2年4月1日から施行する。

附則 この規程(別表1の改正)は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この規程(別表1~4の改正)は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この規程(改正)は、令和6年4月1日から施行する。

平成 28 年 11 月 30 日

### **人間環境大学学費規程の特例措置**

人間環境大学学費規程の改正（改正日平成 28 年 11 月 30 日、施行日平成 29 年 4 月 1 日）のうち、第 11 条（休学中の学費等）の規定は、改正日から全ての在籍学生に適用する。

## 人間環境大学学費規程 別表

別表 1

## I. 学部学費

【人間環境学部心理学科 平成 29 年度入学生より適用】

【総合心理学部総合心理学科 令和 4 年度入学生より適用】

【総合心理学部総合犯罪心理学科 令和 6 年度入学生より適用】

単位：円

学費種別	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
	入学時	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
入学金	200,000	—	—	—	—	—	—	—
授業料	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000
教育充実費	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000
上記合計	740,000	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000

【人間環境学部環境科学科 平成 29 年度入学生より適用】

【心理学部心理学科 令和 4 年度入学生より適用】

【心理学部犯罪心理学科 令和 4 年度入学生より適用】

【環境科学部フィールド生態学科 令和 4 年度入学生より適用】

【環境科学部環境データサイエンス学科 令和 4 年度入学生より適用】

単位：円

学費種別	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
	入学時	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
入学金	200,000	—	—	—	—	—	—	—
授業料	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000
教育充実費	215,000	215,000	215,000	215,000	215,000	215,000	215,000	215,000
上記合計	765,000	565,000	565,000	565,000	565,000	565,000	565,000	565,000

【看護学部看護学科 平成 27 年度入学生より適用】

単位：円

学費種別	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
	入学時	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
入学金	200,000	—	—	—	—	—	—	—
授業料	475,000	475,000	475,000	475,000	475,000	475,000	475,000	475,000
教育充実費	147,500	147,500	147,500	147,500	147,500	147,500	147,500	147,500
施設設備費	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000
上記合計	997,500	797,500	797,500	797,500	797,500	797,500	797,500	797,500

【松山看護学部看護学科 平成 29 年度入学生より適用】

単位：円

学費種別	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
	入学時	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
入学金	250,000	—	—	—	—	—	—	—
授業料	475,000	475,000	475,000	475,000	475,000	475,000	475,000	475,000
教育充実費	147,500	147,500	147,500	147,500	147,500	147,500	147,500	147,500
施設設備費	127,500	127,500	127,500	127,500	127,500	127,500	127,500	127,500
上記合計	1,000,000	750,000	750,000	750,000	750,000	750,000	750,000	750,000

注 2 年次以降の授業料、教育充実費および施設設備費は、原則として 1 年次と同額する。ただし、大幅な経済変動が生じた場合は、在籍期間中に学費を改定することがある。

## II. 大学院博士前期（修士）課程学費

【人間環境学研究科 修士課程 平成 28 年度入学生より適用】 単位：円

学費種別	1 年次		2 年次	
	入学時	後期	前期	後期
入学金	200,000	—	—	—
授業料	300,000	300,000	300,000	300,000
教育充実費	100,000	100,000	100,000	100,000
上記合計	600,000	400,000	400,000	400,000

注 1) 本学卒業生は入学金を免除する。

注 2) 2 年次以降の授業料および教育充実費は原則として、1 年次と同額する。ただし、大幅な経済変動が生じた場合は、在籍期間中に学費を改定することがある。

注 3) 2 年を超えて在籍する者の学費は、2 年次の学費を適用する。

【看護学研究科 博士前期課程 平成 27 年度入学生より適用】 単位：円

学費種別	1 年次		2 年次	
	入学時	後期	前期	後期
入学金	200,000	—	—	—
授業料	475,000	475,000	475,000	475,000
上記合計	675,000	475,000	475,000	475,000

注 1) 本学卒業生は入学金を免除する。

注 2) 2 年次以降の授業料は原則として、1 年次と同額する。ただし、大幅な経済変動が生じた場合は、在籍期間中に学費を改定することがある。

注 3) 2 年を超えて在籍する者の学費は、2 年次の学費を適用する。

【松山看護学研究科 博士前期課程 令和 5 年度入学生より適用】 単位：円

学費種別	1 年次		2 年次	
	入学時	後期	前期	後期
入学金	200,000	—	—	—
授業料	475,000	475,000	475,000	475,000
上記合計	675,000	475,000	475,000	475,000

注 1) 本学卒業生は入学金を免除する。

注 2) 2 年次以降の授業料は原則として、1 年次と同額する。ただし、大幅な経済変動が生じた場合は、在籍期間中に学費を改定することがある。

注 3) 2 年を超えて在籍する者の学費は、2 年次の学費を適用する。

## III. 大学院博士後期課程学費

【看護学研究科博士後期課程 平成 27 年度入学生より適用】 単位：円

学費種別	1 年次		2 年次		3 年次	
	入学時	後期	前期	後期	前期	後期
入学金	200,000	—	—	—	—	—
授業料	475,000	475,000	475,000	475,000	475,000	475,000
上記合計	675,000	475,000	475,000	475,000	475,000	475,000

注 1) 本学卒業生および修了生は入学金を免除する。

注 2) 2 年次以降の授業料は原則として、1 年次と同額する。ただし、大幅な経済変動が生じた場合は、在籍期間中に学費を改定することがある。

注 3) 3 年を超えて在籍する者の学費は、3 年次の学費を適用する。

注 4) 長期履修者については、第 5 条の規定を適用する。

## 【松山看護学研究科博士後期課程 令和5年度入学生より適用】

単位：円

学費種別	1年次		2年次		3年次	
	入学時	後期	前期	後期	前期	後期
入学金	200,000	—	—	—	—	—
授業料	475,000	475,000	475,000	475,000	475,000	475,000
上記合計	675,000	475,000	475,000	475,000	475,000	475,000

注1) 本学卒業生および修了生は入学金を免除する。

注2) 2年次以降の授業料は原則として、1年次と同額する。ただし、大幅な経済変動が生じた場合は、在籍期間中に学費を改定することがある。

注3) 3年を超えて在籍する者の学費は、3年次の学費を適用する。

注4) 長期履修者については、第5条の規定を適用する。

## IV. 科目等履修生、研究生および聴講生学費（全学共通）

科目等履修生 学費		単位：円
学費種別	入学時	
入学金A（1年間有効）	20,000	
入学金B（5年間有効）	50,000	
授業料（1単位につき）	60,000	

注) 入学金は、入学時にA又はBを選択する。

研究生 学費（年間）		単位：円
学費種別	入学時	
入学金	20,000	
研究料	120,000	
教育充実費	40,000	
上記合計	180,000	

注) 本学卒業生は入学金を免除する。

聴講生学費		単位：円
登録料	3,000	
受講料（1単位相当につき）	5,000	

注) 人間環境大学、岡崎学園国際短期大学、岡崎学園高等学校（前身の高等学校含む）を卒業した者および人間環境大学在学生の父母は登録料を免除する。

## V. 資格課程費（看護学部および大学院看護学研究科） 単位：円

種別	金額	備考
教職課程費	10,000	
保健師課程費	50,000	

## VI. 実習費（看護学部および大学院看護学研究科） 単位：円

種別	金額	備考
助産学実習費	200,000	
追実習料	3,000	追実習実施科目ごとに徴収

別表 2-1 (全学共通)

その他の納付金 (第2条1項第3号関係)			単位:円
種別	金額	種別	金額
入学検定料	35,000 (大学入学共通テスト利用入試のみ出願する場合は20,000)	復籍料	12,000
追試験受験料	1,000 (1科目につき)	再入学料	12,000
再試験受験料	2,000 (1科目につき)	延滞料	1,000
在籍料	10,000 (学期毎)		

別表 2-2 (全学部共通)

証明書等発行手数料 (第2条1項第4号関係)			単位:円
種別	金額	種別	金額
在学証明書	300	修了見込証明書	300
成績証明書	300	修了証明書	300
卒業見込証明書	300	在籍期間証明書	300
卒業証明書	300	資格取得見込証明書	300
健康診断証明書	500	学力に関する証明書	300
単位修得証明書	300	単位取得退学証明書	300
単位修得見込証明書	300	外国語による証明書	300
その他証明書	300	学生証再交付手数料 (紛失・汚損)	2,500

注) これらの手数料等は経済情勢により変動することがある。